

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金交付要領

公益財団法人ひろしま産業振興機構

(通則)

第1条 広島県からの交付を受け公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）が実施する、中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業において、助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 助成金交付事業は、中小・ベンチャー企業の新事業展開や新たなビジネスモデルの構築など、成長に向けたチャレンジを資金面（助成金）から支援するものであり、専門的アドバイス等による支援や国・県・産振構等の事業活用や連携と一体的に運用することにより、中小・ベンチャー企業の成長を加速させ、企業の活性化を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(助成金交付事業に要する経費)

第3条 助成金交付事業に要する経費は、広島県補助金を充てるものとする。

(助成金交付事業の対象者)

第4条 助成金交付事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の要件を満たす者のうち、広島県内に本社、又は主たる事務所を有する事業者とする。

(助成金交付事業の対象事業)

第5条 助成金交付事業の対象事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる価値の付加や利益率の向上、新たな需要や雇用の創出等に向けて成長を加速するために行う新たな取り組みとする。

- (1) 革新的な研究・技術開発や試作品開発及び生産プロセスの改善等
- (2) 革新的なサービスの創出やサービス提供プロセスの改善等
- (3) 新たなビジネスモデルを構築等
- (4) 地域の特性や自らの基盤技術・サービスの優位性を活かした、ブランドの構築や新たな価値の創造等
- (5) 第四次産業革命に向けて、IT・IOT・AI等を活用した生産性向上や開発等

2 助成対象事業のうち、第10条に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）が行う事業については、助成事業という。

(交付の対象及び助成率)

第6条 産振構の理事長（以下「理事長」という。）は、助成事業者が行う助成事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として理事長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）につ

いて、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 助成対象経費の区分、助成率及び助成金額は、別表のとおりとする。
- 3 助成対象経費には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
- 4 助成事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する産振構の会計年度の2月末日までとし、交付決定の日から当該交付決定の日の属する産振構の会計年度の2月末日までの期間が6カ月に満たない場合については、翌年度の9月末日までとする。

(助成事業の採択基準)

第7条 助成事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 実現性が高いこと
- (2) 発展性・市場性が高いこと
- (3) 新規性・独創性があること
- (4) 地域貢献度が高いこと

(審査委員会の設置)

第8条 助成事業は、理事長の諮問に応ずるための審査委員会を設置し決定する。

- 2 前項に規定する審査委員会の組織及び運営については、理事長が別に定める。
- 3 理事長は、第1項の審査委員会により助成事業の採択候補となった者(以下「採択候補者」という。)に書面により通知する。

(交付の申請)

第9条 採択候補者は、助成金を受けて事業を実施しようとする場合、様式第1号による助成金交付申請書を理事長に、その定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、第7条に定める基準により当該申請書の内容を審査し、当該申請書を提出した者(以下「交付申請者」という。)が助成金を交付すべき者と認めるときは、書面により助成金の交付決定を交付申請者に通知する。

- 2 理事長は、前条の規定により、助成金を交付すべき者と認めるときでも、次の各号に掲げる者に対しては交付を決定しないものとする。
 - (1) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第20条第1項の規定による通報の対象となった者
 - (2) 県税を滞納している者
 - (3) 同一年度においてこの要領に基づく助成金の交付を受けている者
- 3 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請者は、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容、又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を

受領した日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の経理等)

第12条 助成事業者は、助成事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了の日の属する産振構の会計年度の終了後5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、助成事業に要する経費の総額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の承認を必要とする変更でない場合においても、必要に応じて当該変更の内容について、書面による届出を要求することができる。

(助成事業の中止又は廃止等)

第14条 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止させようとするときは、あらかじめ、様式第3号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第15条 助成事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第4号による事故報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第16条 助成事業者は、助成事業の遂行及び収支の状況について、理事長の要求があったときは速やかに様式第5号による状況報告書を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が完了したときは速やかに様式第6号による事業完了届を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は交付決定日の属する産振構の会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績

報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 助成事業の実施期間内において、産振構の会計年度が終了したときは、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の10月15日までに前項に準ずる実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

(助成金の支払)

第19条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、理事長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第8号による精算払（概算払）請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 理事長は、第14条の助成事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 助成事業者が、本要領又は本要領に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。

(3) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 助成事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第21条 助成事業者は、助成事業により50万円以上の価額で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等があるときは、様式第12による取得財産等管理明細表を備えて管理しなければならない。

- 3 助成事業者は、取得財産等があるときは、第17条第1項による実績報告書に様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 取得財産等には、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を設け、この期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、実績報告書に添付される様式第12号による取得財産等管理台帳の提出をもって、理事長が決定するものとする。
- 5 前項の処分については、次の各号により定義する。
 - (1) 転用：取得財産等の所有者の変更を伴わない目的外使用。
 - (2) 譲渡：取得財産等の所有者の変更。
 - (3) 交換：取得財産等と他人が所有する他の財産との交換。
 - (4) 貸付け：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
 - (5) 担保に供する処分：所得財産等に対する抵当権，又はその他の担保権の設定。
 - (6) 取壊し：取得財産等の使用を止め、取り壊すこと。
 - (7) 廃棄：取得財産等の使用を止め、廃棄処分すること。
- 6 ただし、次の各号に掲げる場合、又はこれらに準ずる場合には、助成金の交付の目的に反しない使用としての処分には該当せず、次条に規定する手続を要しないこととする。
 - (1) 業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合等、その当該転用が極めて軽微であると認められる場合。
 - (2) 助成の目的たる事業を遂行するために必要な取得財産等の機能の維持、回復、又は強化を図るための改造を行う場合。
 - (3) 助成事業の成果の全部若しくは一部を商品化するために必要な技術開発に使用する場合。
 - (4) 助成事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発に使用する場合。
- 7 助成事業者は、処分制限期間において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9号による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 8 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部の納付を命ずることができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第22条 助成事業者は、別紙 暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（事業化状況報告）

- 第23条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する産振構の会計年度終了後5年間、4月30日までに様式第10号による事業化状況報告書を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項のほか、助成事業者に対し、必要に応じて事業化状況について報告を求めることができる。
 - 3 助成事業者は、第1項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第24条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商

標権等（以下「知的財産権」という。）を、助成事業を実施する年度、又は助成事業が完了（第14条の規定による廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する産振構の会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定等（実施権の許諾を含む。）した場合には、遅滞なく、様式第11号による知的財産権届出書を理事長に提出しなければならない。

（成果の発表）

第25条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業により行った事業の成果について、助成業者に発表させることができるものとする。

2 助成事業者は、理事長が助成事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

（その他必要な事項）

第26条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年4月13日制定）

この要領は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度分の助成金から適用する。

附 則（令和元年12月3日改定）

1 この要領は、令和元年12月3日から施行し、この要領の施行の日より後に交付決定を受ける助成金に適用する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱の規定により交付決定を受けた助成金については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，助成金の交付の申請をするに当たって，また，助成事業の実施期間内及び完了後においては，下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表（第6条関係）

経費区分	費目	経費の内容	助成率
(1)物品費	①機械装置備品費	助成事業に必要な機械装置や備品、その他機械装置に付随する備品（ソフトウェアを含む。）や部品の購入に要す経費。	2 / 3 以 内
	②保守改造修理費	助成事業に専ら使用する機械装置備品等についての点検保守、改造及び、修繕に要す経費。	
	③外注加工費	助成事業に必要な機械装置備品の外注加工や、機械装置試作品等に搭載するソフトウェアを外注制作するときに要す経費。	
	④消耗品費	消耗品や、原材料、部品、10万円（税抜き）未満の備品の購入に要す経費。	
(2)専門家指導費	①謝金	助成事業の遂行に必要となる専門家指導を受けたときの対価を、自己が設定した金額で支払うときに発生する経費。	
	②報酬費	専門家指導を受けたときの対価を、専門家による設定又は両当事者が合意した金額で支払うときに発生する経費。	
(3)旅費	①従業員旅費	助成事業の遂行に必要となる従業員の旅費、滞在費及び交通費。	
	②専門家旅費	助成事業の遂行に必要となる専門家指導に係り、専門家に支払われる旅費、滞在費及び交通費。	
(4)委託外注費	①委託費	助成事業の遂行に必要となる開発又は、販路開拓における課題解決の業務の一部を、第三者に委託する場合に支払われる経費。	
	②外注費	試作品や試作品の原材料、試作品による加工品等の評価に係る分析・検査等を外注する場合の支払に要す経費。	
(5)諸経費	①賃貸借費	機械装置備品のレンタル代、リース代及び、第三者の機械装置等を自らが使用して分析・検査を行うことに要す経費。	
	②知財関連費	助成事業での研究開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用等。	
	③調査費	助成事業の成果の普及に係るマーケティング調査やプロモーション活動をするために要す経費。	
	④クラウド利用費	サービス提供会社が保持し管理する、助成事業の遂行に必要なサービスをネットワーク経由で利用するために要す経費。	
	⑤その他経費	明確な定義付けができないものの、理事長が特に必要と認める経費。	
(6)直接人件費 ※	①直接人件費	助成事業者との雇用関係にある従業員が、直接業務に従事した場合に要す人件費。	

※ 本助成事業における対象事業分野の内容の分類が「5. 第四次産業革命に向けて IT・IoT・AI 等を活用した生産性向上や開発等」で交付決定を受けた助成事業に限り計上できます。